

# 盛土規制法に係る土地利用事業事前協議チェックフロー

盛土対策課 ( )

「盛土等を行わない場合(フロー対象外)」  
計画平面図に盛土等を行わないことの記載をお願いします。  
「事業地外に土石を搬出する場合」  
土石搬出先の法適合を確認してください。

協議日	年	月	日	工事主	事業内容	相談者	担当者(連絡先)	場所	区									
敷地面積				m <sup>2</sup>	盛土等面積	m <sup>2</sup>	盛土等面積(30cm超のみ)	m <sup>2</sup>	盛土高	m	切土高	m	土石の堆積高	m	現況最低地盤高(盛土箇所に限る)	m	計画最高地盤高(盛土箇所に限る)	m

## ①公共施設の用に供されている土地

- 法第2条第1号  
私道・農道等を除く

- 道路、公園、河川

## ●政令第2条、省令第1条第1項

- 砂防設備
- 地すべり防止施設
- 海岸保全施設
- 港湾施設
- 漁港施設
- 鉄道
- 雨水貯留浸透施設
- 農業用ため池 等

## ●省令第1条第2項 国又は地方公共団体が管理する 下記の施設

- 学校
- 運動場
- 緑地
- 広場
- 墓地
- 廃棄物処理施設
- 水道
- 下水道
- 農業集落排水施設
- 急傾斜地崩壊防止施設 等

非該当

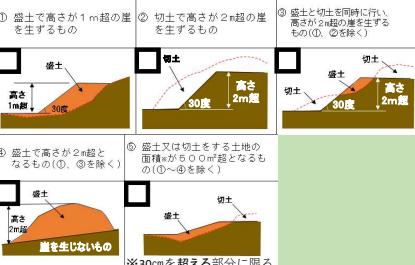
該当

## ②土地の形質を 維持する行為

- 埋戻し
- 通常の営農行為
- 建物の一部が擁壁を兼ねる場合
- 建築物の建築・解体に伴う  
掘削・埋戻し 等

## ③盛土等の規模

### ●政令第3条 土地の形質変更



### ●政令第4条 一時的な土石の体積



非該当

判断不可

非該当

## ④災害の発生のおそれがない と認められる工事

### ●政令第5条第1項 ●政令第27条

- 鉱山保安法に基づく鉱物の採取
- 鉱業法に基づく鉱物の採取
- 採石法に基づく岩石の採取
- 砂利採取法にも続く砂利の採取

### ●省令第8条

- 土地改良法に基づく土地改良事業
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等
- 土壤汚染対策法に基づく汚染土壤の搬出又は処理等
- 森林施業に必要な作業路網の整備工事
- 国・地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
- 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの 等

非該当

該当

非該当

## □なし許可

開発許可を受けた工事は盛土規制法による許可を受けたものとみなさますが、以下の手続が必要です。

- 定期報告
- 中間検査
- 標識の掲示

## □許可申請必要

### ⑥その他

### ●政令第26条第1項 ●政令第34条 擁壁等を除却する工事

- 高さが2mを超える擁壁又は崖面崩壊防止施設の除却工事
- 地表水等を排除するための排水施設の除却工事
- 地滑り抑止工等の除却工事

### ●法第21条第4項 ●法第40条第4項 公共施設用地から宅地又は農地等への転用

該当

該当

規制対象外

盛土規制法の規制対象外です。

## □再協議

以下の図面を用いて再協議  

- 平面図(現況及び計画)
- 断面図(現況及び計画)

※政令第3条及び第4条並びに第23条及び第25条の盛土等の高さ、面積が分かるように作図

## □許可申請不要

申請不要ですが、土地の保全の義務が伴います。盛土等による災害を防止するため、土地を常に安全な状態に維持するよう努めてください。

## □届出必要

以下の届出が必要です。

- 擁壁等に関する工事
- 公共施設用地の転用

※許可を受けている場合は不要